において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第四十条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）	において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第四十条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一月五日）から施行する。

○内閣府令第二号

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）の施行に伴い、及び独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第三十九条及び第四十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（和解仲介手続等の実施の期間）	（和解仲介手続等の実施の期間）
第十八条　仲介委員又は仲裁委員は、当事者の合意がある場合又は特別の事情がある場合を除き、申請の日から三月以内の期間において和解仲介手続又は仲裁の手続を終了するよう努めなければならない。	**第十八条**　仲介委員又は仲裁委員は、当事者の合意がある場合又は特別の事情がある場合を除き、申請の日から四月以内の期間において和解仲介手続又は仲裁の手続を終了するよう努めなければならない。
2　［略］	2　［同上］
（事業者の名称等の公表）	［条を加える。］
第三十六条　法第四十二条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
一　事業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名	
二　事業者がその当事者である消費者紛争の概要	
三　前二号に掲げるもののほか、消費者紛争の予防及び防止に関し参考となる事項	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一月五日）から施行する。

○内閣府令第三号

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項）	（業務方法書に記載すべき事項）
第一条の四　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の四**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
五の二　センター法第十条第六号に規定する差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助に関する事項	［号を加える。］
六　センター法第十条第七号に規定する重要消費者紛争の解決に関する事項	六　センター法第十条第六号に規定する重要消費者紛争の解決に関する事項
六の二　センター法第十条第八号に規定する仮差押命令の立担保に関する事項	六の二　センター法第十条第七号に規定する仮差押命令の立担保に関する事項
七　センター法第十条第九号に規定する附帯業務に関する事項	七　センター法第十条第八号に規定する附帯業務に関する事項
［八～十　略］	［八～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一月五日）から施行する。